

IV 伝産法に基づく指定・振興計画策定指導

1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)について

(1) 伝産法に基づく指定・振興計画

ア 「伝産法」の内容

「一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品」の「産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的」として、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。)が制定された。

工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。指定を受けた産地では、振興計画等を作成して経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて事業を行うのに必要な経費の一部を国、都道府県等から助成を受け、産地全体で振興を図ろうとするものである。

イ 本県における伝産法に基づく指定・振興計画

本県においては、久米島紬、宮古上布、読谷山花織、読谷山ミンサー、壺屋焼、琉球緋、首里織、琉球びんがた、琉球漆器、与那国織、喜如嘉の芭蕉布、八重山ミンサー、八重山上布、知花花織、南風原花織及び三線の16品目が伝産法による指定を受け、認定された振興計画に基づいた事業を推進している。

(2) 「伝統的工芸品」として指定を受けるための要件

ア 日常生活で使用する工芸品であること

日本人の生活に密着し、一般家庭において使用される工芸品。

必ずしも安価で入手されるものを意味するものではないが、美術品は、含まれない。

イ 製造工程の主要部分は手工的(高度な手作品)であること。

製品の持ち味に大きな影響を与える部分(品質・形態・デザイン等)は、手作業中心。

(機械化による省力化・量産化は本来の持ち味を失う。しかし、持ち味に影響を与えない補助的な工程の機械化を妨げるものではない。)

ウ 伝統的な技術・技法によって製造されるものであること。

工芸品を製造する技術または技法が100年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

エ 伝統的に使用されてきた原材料であること。

工芸品の主たる原材料が原則として100年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

枯渇した原材料は持ち味を変えない(品質に影響を与えない)範囲で同種材料に転換も可能。

オ 一定の地域で産地形成がなされていること。

一定の地域で、ある程度の規模を保ち、地域産業として成立していること。

(原則、10以上の事業者又は30人以上の従事者)

〈伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条、伝統的工芸品産業振興事業実施要領〉

(3) 伝統的工芸品の製造者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成し、これを都道府県知事又は市町村長(指定地域の全部が1市町村の区域に属する場合)を経由して経済産業大臣に提出し、振興計画の認定を受けることができる。

(4) 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
- ② 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- ③ 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- ④ 需要の開拓に関する事項
- ⑤ 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- ⑥ 事業の共同化に関する事項
- ⑦ 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- ⑧ 高齢従事者、熟練従事者及びその他の従事者の福利厚生に関する事項
- ⑨ その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

また、第1次の振興計画が終了した後も課題が残されていたり、経済、社会環境の変化等により、新たに解決すべき課題が生じた場合には、これらの問題に対処するため、数次にわたり振興計画を作成し、認定を受け、振興事業を継続することができる。

○伝統的工芸品の表示について

経済産業大臣により指定を受けた伝統的工芸品は、個々の商品に『伝統的工芸品として指定されているものであること』を表示することができると伝産法に規定されている。

この表示は、特定製造協同組合等が経済産業大臣の認定を受けた振興計画及び経済産業省製造産業局長の認定を受けた「伝統証紙表示事業実施規程」に基づいて、特定製造協同組合等が実施することができる。

・ 伝産協会が発行する伝統証紙を貼付して伝統的工芸品の表示を行う場合

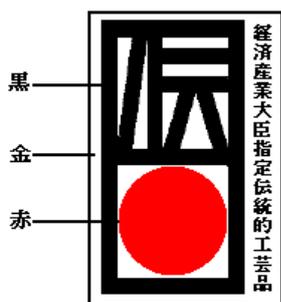
- ① 伝産協会作成の「伝統的工芸品統一表示事業実施規程」に従うとともに特定製造協同組合等は、伝統証紙使用許諾契約を交わす必要がある。
- ② 特定製造協同組合等は「伝統証紙表示実施規程」に従い、対象となる伝統的工芸品について検査を行い、検査基準に合格したものに「伝統証紙」を貼付する。

伝統的工芸品には、かなり精巧な類似品も多く、一般消費者にとってはその識別はかなり困難といえる。それだけに、伝統的工芸品の普及啓発のため、「伝統証紙」等を貼付することにより、一般消費者に対して識別のめやすを提供することは極めて重要である。

伝産協会が実施している伝統的工芸品統一表示事業は統一された「伝統証紙」を貼付することにより、消費者が伝統的工芸品を安心して購入できるマークとなっている。

「伝統証紙」には次の3つの事項が明示される。

- ①「経済産業大臣指定伝統的工芸品」の文字
- ②「伝統的工芸品の名称」
- ③「特定製造協同組合等の名称」



(伝統証紙)

このマークは、著名なデザイナー故亀倉雄策氏のデザインで、伝統の「伝」の字と日本の心を表す赤丸とを組み合わせたものである。

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定・振興計画

	指定品目	区分	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画	第9次計画
	指定年月日 組合名										
1	久米島紬	認定月日	S51.3.25	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H17.3.31	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1
	昭和50年2月17日	振興計 画期間	S51.3.25	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H17.4.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1
	久米島紬事業協同組合		S59.3.31 (8年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)
2	宮古上布	認定月日	S51.3.25	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H17.6.27	H22.6.18	H27.4.10	R2.1.23
	昭和50年2月17日	振興計 画期間	S51.3.25	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H17.7.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1
	宮古織物事業協同組合		S59.3.31 (8年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)
3 4	読谷山花織 読谷山ミンサー	認定月日	S52.3.29	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H23.1.25	H28.2.12	R4.4.1	
	昭和51年6月2日	振興計 画期間	S52.3.29	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H23.4.1	H28.4.1	R4.4.1	
	読谷山花織事業協同組合		S59.3.31 (7年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H28.3.31 (5年)	R3.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
5	壺屋焼	認定月日	S52.3.29	H6.3.30	H12.3.30	H17.6.27	H22.6.1	H27.6.1	R2.4.1		
	昭和51年6月2日	振興計 画期間	S52.3.29	H6.4.1	H12.4.1	H17.7.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1		
	壺屋陶器事業協同組合		S59.3.31 (7年)	H11.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)		
6	琉球 緋	認定月日	S59.1.9	H4.9.3	H9.3.31	H14.6.4	H19.5.1	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1	
	昭和58年4月27日	振興計 画期間	S59.1.9	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1	
	琉球緋事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
7	首里織	認定月日	S59.1.9	H4.9.3	H9.3.31	H14.6.4	H19.8.20	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1	
	昭和58年4月27日	振興計 画期間	S59.1.9	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1	
	那覇伝統織物事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
8	琉球びんがた	認定月日	S59.10.1	H4.8.25	H9.3.31	H14.6.4	H19.7.10	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1	
	昭和59年5月31日	振興計 画期間	S59.10.1	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1	
	琉球びんがた事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
9	琉球漆器	認定月日	S61.11.4	H7.3.30	H12.3.30						
	昭和61年3月12日	振興計 画期間	S61.11.4	H7.4.1	H12.4.1						
	琉球漆器事業協同組合		H7.3.31 (8年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)						
10	与那国織	認定月日	S62.11.20	H8.3.29	H13.6.1	H18.3.	H23.3.22	H28.4.1	R3.4.1		
	昭和62年4月18日	振興計 画期間	S62.11.20	H8.4.1	H13.4.1	H18.4.1	H23.4.1	H28.4.1	R3.4.1		
	与那国町伝統織物協同組合		H8.3.31 (8年)	H13.3.31 (5年)	H18.3.31 (5年)	H23.3.31 (5年)	H28.3.31 (5年)	R3.3.31 (5年)	R8.3.31 (5年)		
11	喜如嘉の芭蕉布	認定月日	S63.12.6	H9.3.31	H14.9.25	H19.8.21	H24.3.30	H29.1.31			
	昭和63年6月9日	振興計 画期間	S63.10.1	H9.4.1	H14.10.1	H19.10.1	H24.4.1	H29.4.1			
	喜如嘉芭蕉布事業協同組合		H9.3.31 (8年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)			
12	八重山ミンサー	認定月日	H1.11.21	H10.3.31	H15.3.31	H20.6.26	H25.4.19	H30.3.29	R5.3.14		
	平成元年4月11日	振興計 画期間	H1.10.1	H10.4.1	H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1		
	竹富町織物事業協同組合 石垣市織物事業協同組合		H10.3.31 (8年)	H15.3.31 (5年)	H20.3.31 (5年)	H25.3.31 (5年)	H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)		
13	八重山上布	認定月日	H1.11.21	H10.3.31	H15.3.31	H20.6.26	H25.4.19	H30.3.29	R5.3.14		
	平成元年4月11日	振興計 画期間	H1.10.1	H10.4.1	H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1		
	石垣市織物事業協同組合 竹富町織物事業協同組合		H10.3.31 (8年)	H15.3.31 (5年)	H20.3.31 (5年)	H25.3.31 (5年)	H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)		
14	知花花織	認定月日	H25.4.1	H30.4.2	R5.2.20						
	平成24年7月25日	振興計 画期間	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1						
	知花花織事業協同組合		H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)						
15	南風原花織	認定月日	H29.6.28	R4.4.1							
	平成29年1月26日	振興計 画期間	H29.4.1	R4.4.1							
	琉球緋事業協同組合		R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)							
16	三線	認定月日	H31.4.1								
	平成30年11月7日	振興計 画期間	H31.4.1								
	沖縄県三線製作事業協同組合		R6.3.31 (5年)								

○伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費

伝産法の指定を受けた産地では、伝産法の目的を達成するために、「振興計画」等を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて各種事業を実施する。それらの事業のうち下記については、国及び都道府県等から経費の一部の助成(補助金等)を受けることができる仕組みとなっている。

事業区分		補助対象経費		
		経費区分	内容	
振興事業	後継者育成事業	後継者・従事者育成、若年層等後継者創出育成		
		研修講師謝金	講師謝金	
		研修講師旅費	講師旅費	
		研修旅費	研修旅費(研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る)	
	技術・技法の記録収集・保存事業	研修教材等諸費	テキスト代(資料作成費・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具、用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	
		資料収集費	文献資料等購入費、作品資料購入費、文献等借料	
	原材料確保対策事業	記録フィルム・記録文献作成費	専門家謝金、印刷製本費、記録フィルム等・記録文献作成費、外注費	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	
		研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費	
	需要開拓事業	原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、外注費	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	
展示会開催等事前準備費		マーケティング調査費、事前打合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費(ポスター、パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費		
展示会等開催等事業費		出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要最小限の量)		
意匠開発事業	展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費		
	意匠開発費	マーケティング調査費、事務打ち合わせ旅費、専門家外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費		
	求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費等)、外注費、アルバイト賃金、保険料		
共同振興事業	求評会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	需要開拓等共同展開事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	
		展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事前打合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費(ポスター、パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費	
		展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要最小限の量)	
新商品共同開発事業	展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費		
	新商品開発費	マーケティング調査費、事務打ち合わせ旅費、専門家外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費		
	求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費等)、外注費、アルバイト賃金、保険料		
活性化事業	活性化事業	事業に要する経費であって、当該事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		
連携活性化計画	連携活性化事業	事業に要する経費であって、当該事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		
支援計画	人材育成・交流支援事業費	講師謝金、講師旅費、研修材料費、資料収集費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状・実施要領等作成費、発送費、掲載費等)、通信運搬費、借料及び損料、光熱水費、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費		
	産地プロデューサー事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、人件費及び振興計画に基づく、後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発事業の補助対象経費とする。		

○伝統的工芸品指定品目一覧(都道府県別)

令和4年11月16日現在

経済産業局別	都道府県別	指定品目数	品目名
北海道	北海道	2	二風谷イタ、二風谷アットウシ
東北	青森	1	津軽塗
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂箆笥 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	4	宮城伝統こげし 雄勝硯 鳴子漆器 仙台箆笥
	秋田	4	樺細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉桶樽
	山形	5(1)	山形鋳物 置賜紬 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布
	福島	5	会津塗 大堀相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工 奥会津昭和からむし織
	計	23	
関東・甲信越	茨城	3(1)	結城紬 笠間焼 真壁石燈籠
	栃木	2(1)	結城紬 益子焼
	群馬	2	伊勢崎緋 桐生織
	埼玉	5(1)	江戸木目込人形 春日部桐箆笥 岩槻人形 秩父銘仙 行田足袋
	千葉	2	房州うちわ 千葉工器具
	東京	21(1)	村山大島紬 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形 東京銀器 東京手描友禅 多摩織 江戸和竿 江戸指物 江戸からかみ 江戸切子 江戸節句人形 江戸木版画 江戸硝子 江戸べっ甲 東京アンチモノ工芸品 東京無地染 江戸押絵 東京三味線 東京琴 江戸表具
	神奈川	3	鎌倉彫 箱根寄木細工 小田原漆器
	新潟	16(1)	塩沢紬 小千谷縮 小千谷紬 村上木彫堆朱 本塩沢 加茂桐箆笥 新潟・白根仏壇 長岡仏壇 三条仏壇 燕鋸起銅器 十日町緋 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 羽越しな布 越後三条打刃物
	山梨	3	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手彫印章
長野	7	信州紬 木曾漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曾ろくろ細工 信州打刃物	
	計	64	
東海	岐阜	6	飛騨春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯 岐阜和傘
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
	愛知	15	有松・鳴海絞 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 豊橋筆 赤津焼 岡崎石工品 名古屋桐箆笥 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 瀬戸染付焼 尾張仏具 三州鬼瓦工芸品 名古屋節句飾
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	29	
北陸	富山	6	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 越中福岡の菅笠 庄川挽物木地(材料)
	石川	10	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀繡 金沢箔(材料)
	福井	7	越前漆器 越前和紙 若狭めのう細工 若狭塗 越前打刃物 越前焼、越前箆笥
	計	23	
近畿	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子絞 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京繡 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	8	大阪欄間 大阪唐木指物 堺打刃物 大阪仏壇 大阪浪華錫器 大阪泉州桐箆笥 大阪金剛簾 浪華本染め
	兵庫	6	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物
	奈良	3	高山茶釜 奈良筆 奈良墨
	和歌山	3	紀州漆器 紀州箆笥 紀州へら竿
	計	40	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜緋 出雲石燈ろう
	島根	4(1)	出雲石燈ろう 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
	計	17	
四国	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍じら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
	計	9	
九州	福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米緋 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
	長崎	3	三川内焼 波佐見焼 長崎べっ甲
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん、山鹿灯籠
	大分	1	別府竹細工
	宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼
	計	22	
沖縄	沖縄	16	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球緋 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織 南風原花織 三線
合計		240	

(注)指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県・経済産業局と重複する内数をあらわしている。
経済産業省HP参照

2 沖縄県内における「伝統的工芸品」の指定告示内容

久米島紬 <small>つぎ</small>	(昭和50年2月17日指定)
-------------------------------	-----------------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② たて糸に使用する糸は生糸とし、よこ糸に使用する糸は真綿の手つむぎ糸とすること。
 - ③ よこ糸の打ち込みには、「手投杼」ひを用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くり」によること。この場合において、染料はサルトリイバラ、シャリンバイ等を原料とする植物性染料とし、媒染剤は泥土又は明ばんとすること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、生糸又は真綿の手つむぎ糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 島尻郡久米島町

宮古上布	(昭和50年2月17日指定)
-------------	-----------------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」ひを用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「織締め」又は「手くり」によること。この場合において、染料は、藍又はこれに類するものを原料とする植物性染料とすること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、「手うみ」のちよ麻糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 宮古島市、宮古郡多良間村

読谷山花織 <small>ゆん たん さ はな うい</small>	(昭和51年6月2日指定)
---	----------------------

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」ひを用いること。
 - ③ 紋は、「花綜紬」そうこう又は「縫取り杼」ひを用いて表わすこと。
 - (2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、生糸又は綿糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 中頭郡読谷村

読谷山ミンサー	(昭和51年6月2日指定)
----------------	----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めのたてうね織りとすること。
- ② よこ糸打ち込みには「手投杼」を用いること。
- ③ 紋は、「紋棒」又は「花綜紵」を用いて表すこと。

(2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、綿糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 中頭郡読谷村

壺屋焼	(昭和51年6月2日指定)
------------	----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 荒焼にあっては、次の技術又は技法によること。

- ① はい土は、水簸をせず、製造すること。
- ② 成形は、ろくろ成形、手ひねり成形又は押型成形によること。
- ③ 素地の模様付けをする場合には、はり付けによること。
- ④ 焼成には、南蛮窯を使用すること。

(2) 上焼にあっては、次の技術又は技法によること。

- ① はい土は、水簸をして、製造すること。
- ② 成形は、ろくろ成形、押型成形、型起こし成形又は手ひねり成形によること。
- ③ 素地の模様付けをする場合には、化粧掛け、掻き落とし、線彫り、象がん、印花、「飛ばしかんな」又は盛り付けによること。この場合において、化粧掛けは、浸し掛け、流し掛け、振り掛け、はけ目又は布掛けによること。
- ④ 釉掛けは、浸し掛け、振り掛け、流し掛け又は布掛けによること。この場合において、釉薬は、「シルグスイ」、「ミーシルー」、「クワデーサー」又は「具志頭イルー」とすること。
- ⑤ 絵付をする場合には、手描きによること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

(1) 使用する陶土は、荒焼にあっては「島尻粘土」又はこれと同等の材質を有するものとし、上焼にあっては「喜瀬粘土」、「古我知粘土」、「石川粘土」、「前兼久粘土」、「山田粘土」、若しくは「喜名粘土」又はこれらと同等の材質を有するものとする。

(2) 使用される化粧土は、「喜瀬粘土」又は「安富祖粘土」とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、国頭郡恩納村、中頭郡読谷村

琉球 絣	(昭和58年4月27日指定)
-------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打込みには「手投杼^ひ」を用いること。

(2) かすり糸の染色法は、「絵図」、「真芯^{しん}」、「手くくり」又は「手摺り込み^す」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸、玉糸、真綿のつむぎ糸、綿糸又は麻糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、島尻郡八重瀬町、島尻郡南風原町

首里 織	(昭和58年4月27日指定)
-------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 首里絣にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ かすり糸の染色法は、「手結」、「織締め」又は「手くくり」によること。

(2) 首里花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、「花綜統^{そうこう}」又は「縫取り杼^ひ」を用いて表わすこと。

(3) 首里道屯織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、四枚以上の綜統^{そうこう}を用いて表わすこと。

(4) 首里花倉織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りと搦み織^{から}りの混合組織織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、「花綜統^{そうこう}」及び「緞綜統^{ろ そうこう}」を用いて表すこと。

(5) 首里ミンサーにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの経敵織^{たてうね}りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼^ひ」又は「板杼^ひ」を用いること。

③ 紋は、「綾竹^{あや}」又は「花綜統^{そうこう}」を用いて表わすこと。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸、玉糸、真綿の手つむぎ糸、綿糸、麻糸又は芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、中頭郡西原町、島尻郡南風原町

琉球びんがた (昭和59年5月31日指定)

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 図柄は、びんがた模様を基調とすること。
- (2) 型彫りは、柿渋を用いて手漉和紙をはり合わせた地紙又はこれと同等の地紙に下絵を貼りつけ、「突彫り」で行うこと。
- (3) 型付けは、手作業により柄合わせすること。
- (4) 「筒引き」には、布製の糊袋を用いること。
- (5) 「色差し」、「刷り込み」、「隅取り」、地染め及び地の模様染めには、筆又ははけを用いること。
- (6) 「色差し」及び「隅取り」の彩色は、顔料を用いること。
- (7) 防染は、型付け、「筒引き」又は「糊伏せ」によること。
- (8) 防染のりは、もち米粉に米ぬか及び食塩等を混ぜ合わせたものとする。
- (9) 藍型の藍染は、琉球藍を用いること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

生地は、絹織物、麻織物、芭蕉布又は木綿織物とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市

琉球漆器 (昭和61年3月12日指定)

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 下地造りは、次のいずれかによること。
 - ① 豚血下地にあつては、「布着せ」又は「紙着せ」をした後、豚血、桐油、^{とう}「ニービ」及び「クチャ」を混ぜ合わせたものを塗付すること。
 - ② 漆下地にあつては、「布着せ」又は「紙着せ」をした後、生漆、「ニービ」及び「クチャ」を混ぜ合わせたもの又は生漆、「ニービ」及び^と砥の粉を混ぜ合わせたものを塗付すること。
- (2) 上塗は、精製漆を用いて塗立又はろいろ塗をすること。
- (3) 加飾をする場合には、「堆錦」、螺鈿、沈金又は箔絵によること。「堆錦」にあつては、黒目漆と顔料を練り合わせたものを^{つち}錘打ちする「堆錦餅造り」をすること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

- (1) 漆は、天然漆とすること。
- (2) 木地は、デイゴ、エゴノキ、センダン、ハマセンダン、イヌマキ、ガジュマル若しくはスギ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、中頭郡中城村、島尻郡南風原町

与那国織 (昭和62年4月18日指定)

1 伝統的な技術又は技法

(1) 与那国ドゥタティにあつては、次の技術又は技法により製織されたしま織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
- ③ かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

(2) 与那国花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
- ③ 紋は「花綜紬」を用いて表わすこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

(3) 与那国カガンヌブーにあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

- ① 先染めのたてうね織とすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「板杼」を用いること。
- ③ かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

(4) 与那国シダディにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織物とすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
- ③ 紋は、「花綜紬」を用いて表わすこと。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 八重山郡与那国町

喜如嘉の芭蕉布 (昭和63年6月9日指定)

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織された織物とすること。

- ① たて糸及びよこ糸に使用する糸は、イトバショウより「苧引き」し、「手うみ」した芭蕉糸とすること。
- ② 織り組織は、平織り又は紋織りとすること。
- ③ 染色をする場合には、先染めによること。

(2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 国頭郡大宜味村

八重山ミンサー (平成元年4月11日指定)

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めのたてうね織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「板杼」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、綿糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 石垣市、八重山郡竹富町

八重山上布 (平成元年4月11日指定)

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、ちよ麻糸又は「手うみ」のちよ麻糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 石垣市、八重山郡竹富町

知花花織 (平成24年7月25日指定)

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みは、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜統」又は「縫取り杼」を用いて表すこと。
 - ④ 「花綜統」を用いた紋は、綜統枠を手で持ち上げフックに掛けて表すこと。
 - (2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸等とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 沖縄市

南風原花織	(平成29年1月26日指定)
--------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 南風原両面浮花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
- ① 先染めの平織り又は平織り及びもじり織りの混合組織織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜紵」及び「手投杼」を用い、平織りの糸を部分的に浮かせて表すこととし、絹は、「絹綜紵」及び「手投杼」又は「花綜紵」を併用し表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- (2) クワンクワン花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
- ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜紵」及び「手投杼」を用い、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- (3) チップガサーにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
- ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「竹べら」又は「手指」若しくは、「花綜紵」を併用し、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- (4) 南風原斜文織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
- ① 先染めの斜文織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「地綜紵」を用いて表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は毛糸(主に羊毛糸)とすること。

3 製造される地域

沖縄県 島尻郡南風原町

三 線 (平成30年11月7日指定)

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 「爪裏」は、「爪裏取り^{ちみうらどろい}」とすること。
- (2) 「棹の野」は、「トウイ取り^{どろい}」とすること。この場合において、棹の中央が二里から五里下がるように弓なりに削りだすこと。
- (3) 「チーガ」の皮張りは、「クサビ張り」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

- (1) 棹の木地は、黒檀、イスノキ、モクマオウ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。
- (2) 「チーガ」の木地は、イヌマキ、ソウシジュ、クワ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。
- (3) 「チーガ」の皮は、蛇皮とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、
中頭郡読谷村、島尻郡南風原町、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町、
八重山郡竹富町